平成２２年（フ）第７８７号
北九州市八幡西区折尾４丁目19番11号
債務者　村上　敬治
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８０７号
北九州市小倉北区今町１丁目４番５―406号
債務者　山本　義和
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８１５号
北九州市小倉北区大畠２丁目３番35号
債務者　桑野　慎司
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８４７号
福岡県中間市岩瀬１丁目27番３号
債務者　三嶋　典子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１０号
福岡県田川郡香春町大字採銅所4986番地２
債務者　絹川ミナコ
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１２０号
福岡県田川市平松町３番12号
債務者　田中　文夫
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１２３号
福岡県田川郡川崎町大字川崎917番地の７
債務者　大野　恵美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３４５号
宮崎県西都市大字三宅4186番地１　市営稚児ケ池南住宅241号
債務者　浜砂　博美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７４号
宮崎県延岡市南一ケ岡１丁目２番１－４号
債務者　児玉百合子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２０２号
宮崎県東臼杵郡門川町平城西５番５号　県営平城団地49棟２－１号
債務者　山本眞知子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４０４号
鹿児島県日置市日吉町日置299番地
債務者　福田　勝志
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
鹿児島県鹿児島市上福元町3350番地９
債務者　田原迫正志
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
鹿児島県鹿児島市照国町17番26号　岩切ビル301号
債務者　山之内徳子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５４７号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町19番10―205号
債務者　田布尾鮎美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿屋市上祓川町9270番地２
債務者　池崎　一広
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
鹿児島県肝属郡肝付町後田3611番地
債務者　岩田かすみ（旧姓東）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿1764番地
債務者　大久保美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿屋市大手町13番21号　リバーサイドマンション102号
債務者　中野　美沙
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係